



独立業務実施者の限定的保証報告書

2025年9月4日

住友金属鉱山株式会社
代表取締役社長 松本 伸弘 殿

KPMGあづさサステナビリティ株式会社

東京事務所

業務責任者

結論

当社は、住友金属鉱山株式会社（以下「会社」という。）の「International Council on Mining and Metals (ICMM：国際金属・鉱業評議会) のPerformance Expectations (PEs)に対するセルフアセスメント結果－2024年度アセットレベルレポート（ニッケル工場）」（以下「アセットレベルレポート」という。）に含まれる「アセットレベルの評価サマリー」及び「実施の証拠及びギャップ」（以下「主題情報」という。）が、ICMMのICMM Performance Expectations: Validation Guidance（以下「規準」という。）に準拠して作成されているかどうかについて限定的保証業務を実施した。

実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が規準に準拠して作成されていなかったと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

結論の根拠

当社は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表した国際保証業務基準（ISAE）3000（改訂）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠して業務を実施した。同基準における当社の責任は、本報告書の「業務実施者の責任」に記載されている。

当社は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表した「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」に定められる独立性及びその他職業倫理に関する規定に準拠している。

当社は、IAASBが公表した国際品質マネジメント基準（ISQM）第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」を適用している。同基準は、職業倫理に関する規定、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用することを事務所に対して要求している。

当社は、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

当社の主題情報に対する結論の対象には、主題情報及びその保証報告書以外の情報（以下「その他の記載内容」という。）は含まれない。当社はその他の記載内容を通読したが、追加的な手続は実施していない。また、当社はその他の記載内容に対して結論を表明するものではない。

主題情報に責任を負う者の責任

会社の経営者は、以下に対する責任を有する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない主題情報の作成に関する内部統制を整備及び運用すること
- ・主題情報の作成に適合する規準を選択又は策定し、使用した規準を適切に参照又は説明すること
- ・規準に準拠して主題情報を作成すること

業務実施者の責任

業務実施者は、以下に対する責任を有する。

- ・主題情報に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために業務を計画し実施すること
- ・実施した手続及び入手した証拠に基づき、独立の立場から結論を形成すること
- ・経営者に対して結論を報告すること

当社は、業務の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持した。当社は、主題情報に関して結論の基礎となる十分かつ適切な証拠入手するための手続を立案し、実施した。選択した手續は、主題情報及びその他業務環境に関する当社の理解と、重要な虚偽表示が生じやすい領域の検討に基づいている。業務を実施するに当たり、当社は主に以下の手続を行った。

- ・PEs の実施に関するニッケル工場のマネジメントへの質問
- ・アセットレベルレポートの作成に責任を有する者への質問
- ・根拠となる文書の閲覧
- ・PEs の実施に関するニッケル工場の方針、手續及び内部統制の適切性の検討
- ・主題情報が会社が定める規準に従って表示されているかどうかの評価

限定的保証業務で実施される手續の種類と時期には幅があり、合理的保証業務に比べて手續の範囲が限定されている。したがって、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されれば得られたであろう保証水準よりも低い。

以上